

## (6) 情報発信に伴い防災対応をとるべきエリア

### 【概要】

- ◆ 情報発信に伴い防災対応をとるべきエリアは、内閣府のモデル検討会で推計した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による震度分布及び津波高において、震度6弱以上の揺れ又は津波高3m以上の津波が想定される地域を基本とする
- ◆ その他の地域についても、道県・市町村において地震防災対策の一体性から防災対応をとるべきと考える地域については、防災対応を検討すべきである

### 【解説】

「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信された場合には、内閣府のモデル検討会で想定された日本海溝・千島海溝沿いにおける最大クラスの津波を伴う巨大な地震が発生することを想定して、必要な防災対応をとることが重要です。

揺れに関しては、震度6弱以上から耐震性の低い木造家屋の損壊等が発生しはじめることから、震度6弱以上の揺れが想定されている地域では、情報発信に伴い揺れに備えた防災対応をとることが重要です。

また、津波に関しては、津波高3m以上の津波で堤防を越流し、木造家屋の倒壊が生じる可能性があることから、津波高3m以上の津波が想定される地域では、情報発信に伴い津波からの避難に備えた防災対応をとることが重要です。

防災対応をとるべきエリアの基本的な考え方は上記のとおりですが、その他の地域についても、各自治体内又は自治体間において、消防や医療等の地震防災対策の一体性から防災対応をとるべきと考える地域については、同様の防災対応を検討することが重要です。

内閣府では、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震で震度6弱以上、津波高3m以上となる市町村を基本として、関係道県と調整した上で、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信に伴い防災対応をとるべきエリアを整理しました。各道県における防災対応をとるべきエリアを図17に示します。

なお、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）は、東北地方太平洋沖地震による揺れや津波も踏まえて指定されていることから、推進地域全域が「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信に伴い防災対応をとるべきエリアとなるわけではありません。しかしながら、防災対応をとるべきエリア以外であっても、強い揺れや高い津波が生じる可能性はありますので、情報が発信された際には、平時からの地震への備えを再確認するなど、個々の状況に応じて後発地震に備えた対応をとることが重要です。

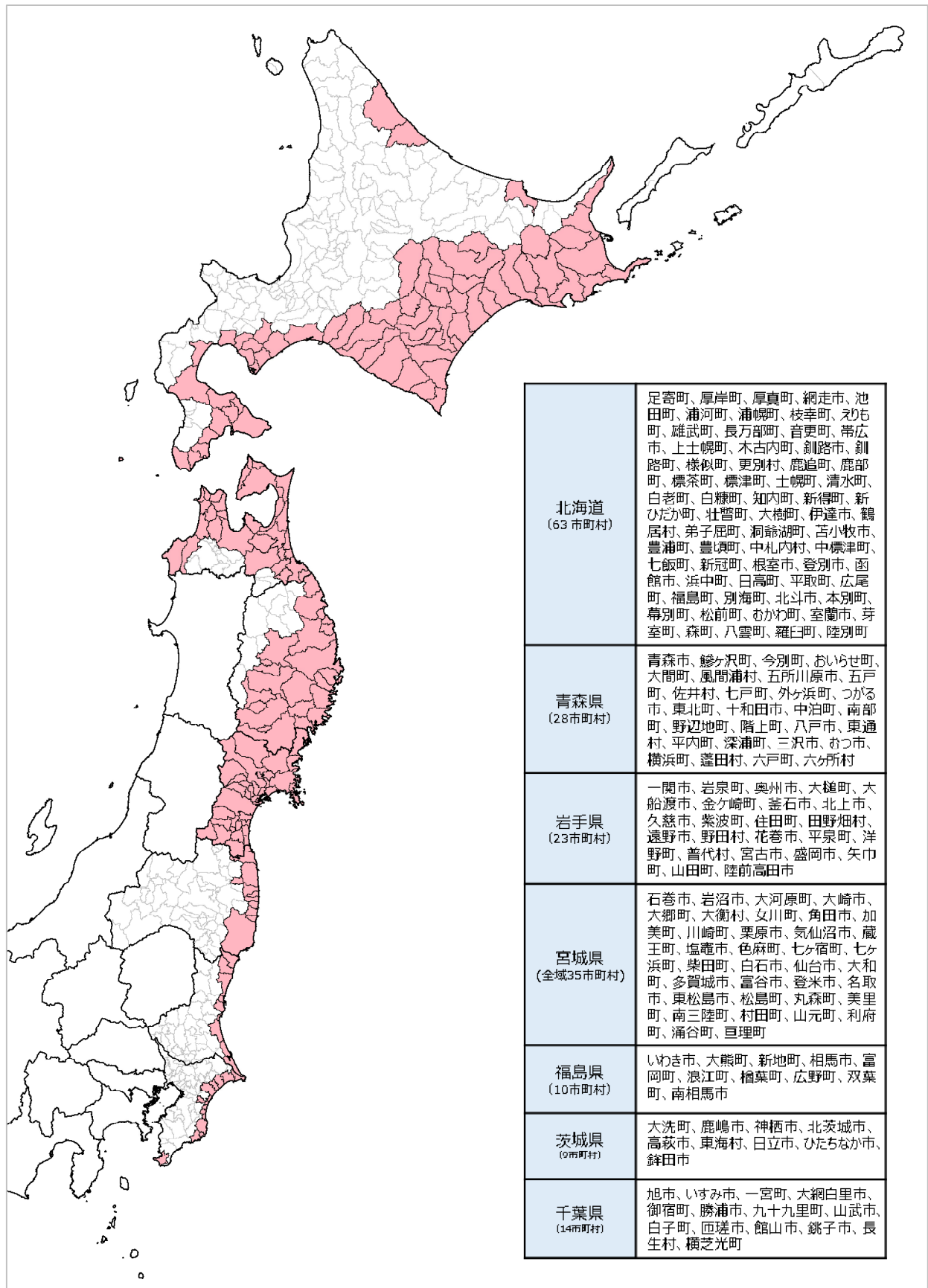


図 17 北海道・三陸沖後発地震注意情報発信時に防災対応をとるべき地域